

岩手県告示第326号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、次のとおり農地保有合理化事業規程の変更を承認した。

平成24年4月24日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 農地保有合理化事業を行う者の名称及び住所

(1) 名称 公益社団法人岩手県農業公社

(2) 住所 盛岡市神明町7番5号

2 農地保有合理化事業規程承認の年月日 平成6年4月8日

3 変更の内容

平成24年4月1日付けで農地保有合理化法人である社団法人岩手県農業公社が公益社団法人岩手県農業公社に名称変更したことに伴い、所要の改正を行うもの

4 変更承認の年月日 平成24年4月2日